

# 秋田県卓球協会登録規程

(総則)

第 1 条 秋田県卓球協会（以下本会と称する）の登録規程を定める。

(登録会員)

第 2 条 登録会員とは、本会に所属し、本会が行う各種事業に参加する者で、下記の二つの区分とする。

(1) 選手登録

(2) 役員登録（但し、役員登録のみでは選手活動は出来ない）

2. 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
3. 本会の登録会員は、本会を通じ公益財団法人日本卓球協会の登録会員となる。
4. 本会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項による。

(登録会員の種別)

第 3 条 登録会員の種別は下表のとおりとする。

種別	略称	対象者	登録料
第1種	一般	年令を制限しない一般及び次の第2・第3・第4・第5・第6・第7種に所属しない選手	3,000円/人
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手	2,500円/人
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手	2,000円/人
第4種	中学生	中学生の選手	1,200円/人
第5種	小学生	小学生以下の選手	1,200円/人
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	3,000円/人
第7種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手	3,000円/人
第8種	役員	①チームの役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②全国教職員卓球連盟に所属する役員	3,000円/人

(複数の登録)

第 4 条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。ただし、秋田県内に限る。

2. 中学生（第4種）及び小学生（第5種）は所属学校以外に秋田県内の一つのチームに二重に登録することができる。
3. 役員は秋田県内に限らず、第6条に則り複数登録することができる。
4. 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(会員の権利)

第 5 条 第3条に規定された登録会員は、それぞれの参加資格を満たせば、本会及び公益財団法人日本卓球協会が行う全ての大会並びに講習会等に参加することができる。

(登録地)

第 6 条 本会に登録する者は、秋田県内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかを有する者でなければならない。

2. 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、本籍地が秋田県にある場合は本会に登録することが出来る。

3. 居住地と勤務先が2つの地域（都道府県）にまたがるときは、自己の意思によってそのいずれかの地域（都道府県）に所属しなければならない。
4. 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

（登録料の納入）

- 第7条 登録料は日本卓球協会を通じて本会に納入するものとする。
2. 納入後、選手登録者には公益財団法人指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。
  3. 第4条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
  4. 一旦納入された登録料は原則として返金しない。

（登録期間）

- 第8条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（登録手続）

- 第9条 登録会員は、日本卓球協会会員登録システムを通じて登録申請し、指定された支払い方法に従い登録料を納入する。
2. 登録は、毎年行うものとし原則として2月1日より6月20日までの間にその手続きを完了しなければならない。

（登録変更）

- 第10条 登録者が、転居、転勤、転校、結婚及び離婚、その他の特別な事由で登録チームを変更することができる。
2. 登録の変更は所定の加盟登録変更申請書を本会に提出する。

（登録取消）

- 第11条 次の事項に該当する場合は、登録の取消しを含め、本会常任理事会の決定に従い、これを公表することができる。
- (1) 公益財団法人日本卓球協会定款、登録規程並びに本会の規約等に違反した場合
  - (2) 会員として体面を著しく汚した場合
2. 前項に該当する場合は、本会が認めた場合に限り再登録することができる。

（外国籍選手）

- 第12条 外国籍選手の登録は、公益財団法人日本卓球協会外国籍選手登録規程に準ずる。

（競技者規程）

- 第13条 本会に登録している会員競技者に対する競技者規程は、公益財団法人日本卓球協会競技者規程に準ずる。

（規程の改正）

- 第14条 登録規程の改正は総会の同意を要する。

（附則）

この規程は平成30年 2月 1日から施行する。